

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2018年4月1日
(第41期)	至	2019年3月31日

## 株式会社中京医薬品

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

(E03289)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	4
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. 事業等のリスク	16
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
4. 経営上の重要な契約等	25
5. 研究開発活動	25
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	26
第4 提出会社の状況	27
1. 株式等の状況	27
2. 自己株式の取得等の状況	31
3. 配当政策	32
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	33
第5 経理の状況	39
1. 財務諸表等	40
第6 提出会社の株式事務の概要	76
第7 提出会社の参考情報	77
1. 提出会社の親会社等の情報	77
2. その他の参考情報	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【事業年度】	第41期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 山田 正行
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569（29）0202（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【最寄りの連絡場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【電話番号】	0569（29）0202（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	6,018,923	6,127,430	5,867,520	5,493,746	5,255,629
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△253,703	118,007	133,699	72,000	26,272
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△182,867	32,653	49,076	11,614	28,517
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	681,012	681,012	681,012	681,012	681,012
発行済株式総数 (千株)	11,660	11,660	11,660	11,660	11,660
純資産額 (千円)	1,843,965	1,840,428	1,847,242	1,828,592	1,822,516
総資産額 (千円)	4,966,947	4,832,576	4,648,809	4,535,600	4,564,912
1株当たり純資産額 (円)	223.20	221.47	222.58	219.03	217.06
1株当たり配当額 (円)	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
(うち1株当たり中間配当額)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)	(2.50)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△22.21	3.94	5.91	1.40	3.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	37.1	38.1	39.7	40.3	39.9
自己資本利益率 (%)	—	1.77	2.66	0.63	1.56
株価収益率 (倍)	—	71.32	48.90	209.29	82.11
配当性向 (%)	—	126.90	84.60	357.14	146.63
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	317,038	202,436	144,371	108,872	△131,064
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△326,949	△54,789	△51,835	7,714	25,745
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	150,125	△241,262	△240,999	△137,110	82,525
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	801,351	707,735	559,273	538,749	515,955
従業員数 (人)	448	452	441	413	402
[外、平均臨時雇用者数]	[92]	[109]	[109]	[109]	[116]
株主総利回り (%)	108.2	103.2	107.8	111.0	108.2
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(130.7)	(116.6)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	339	297	324	310	296
最低株価 (円)	274	278	278	280	272

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 各期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

1978年5月	個人業山正家庭薬の業容拡大を一層図るため、配置医薬品の販売を目的として、愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1に、株式会社中京医薬品を設立 医薬品100%自社ブランド化の7ヶ年計画の開始
1979年6月	岐阜県益田郡金山町に飛騨金山営業所を設置し岐阜県に初めて進出
1983年9月	医療品、化粧品、健康食品、日用品等の生活関連商品の販売を開始
1985年2月	配置医薬品販売のフランチャイズ事業を開始
1986年11月	名古屋市中川区に中川営業所を設置
1988年9月	宮崎県都城市に都城営業所を設置し宮崎県に初めて進出
1990年6月	香川県坂出市に坂出営業所を設置し香川県に初めて進出
1990年10月	鹿児島県始良郡始良町に始良営業所を設置し鹿児島県に初めて進出
1990年11月	三重県松阪市に松阪営業所を設置し三重県に初めて進出
1991年5月	大分県大分市に大分営業所を設置し大分県に初めて進出
1991年7月	宝飾品事業を開始
1992年4月	生命保険の募集、損害保険の代理店事業を開始
1993年4月	中京医薬品販売株式会社、三重中京医薬品株式会社を吸収合併（現名古屋東営業所、大垣営業所、四日市営業所）
1997年4月	名古屋市中区に名古屋オフィスを設置
1997年8月	日本証券業協会（店頭市場）に株式を店頭上場
1998年5月	北海道旭川市及び江別市に旭川営業所及び札幌東営業所を設置し北海道に初めて進出 青森県八戸市に八戸営業所を設置し青森県に初めて進出 宮城県名取市に仙台南営業所を設置し宮城県に初めて進出 栃木県宇都宮市に宇都宮営業所を設置し栃木県に初めて進出
2000年1月	福岡県福岡市に福岡東営業所を設置し福岡県に初めて進出
2000年6月	売水事業を開始
2001年10月	株式会社ユナイテッドデザインを設立（2009年6月清算終了）
2002年6月	売水事業半田製造工場を開設
2003年4月	環境事業を開始（2008年12月廃止）
2004年7月	株式会社中京医薬品コリアを設立（2009年4月清算終了）
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年1月	新潟県上越市に上越営業所を設置し新潟県に初めて進出
2005年11月	滋賀県米原市に米原営業所を設置し滋賀県に初めて進出
2006年4月	広島県東広島市に東広島営業所を設置し広島県に初めて進出
2006年7月	熊本県人吉市に人吉営業所を設置し熊本県に初めて進出
2008年11月	愛媛県新居浜市に新居浜営業所を設置し愛媛県に初めて進出
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q 上場
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2014年3月	神奈川県川崎市に川崎営業所を設置し神奈川県に初めて進出
2015年4月	売水事業鈴鹿製造工場を開設
2019年4月	電力媒介事業（ふれあいでんき）を開始

### 3 【事業の内容】

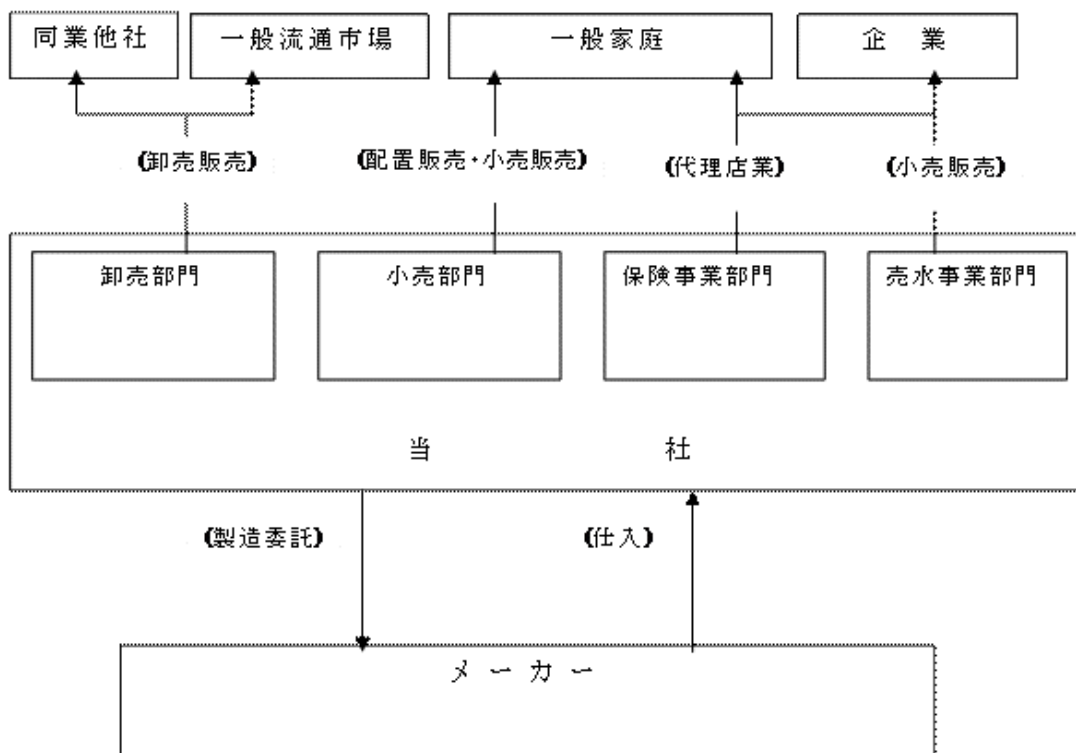
当社では、常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・その他の商品を一般家庭に対し配置販売並びに小売販売を行うとともに、これらの商品をフランチャイズ加盟店を中心とする同業他社（以下、同業他社という。）や一般流通市場へ卸販売も行っております。このように、当社の販売形態は、家庭医薬品等販売事業において配置販売事業を中心とした小売部門・卸売部門と売水事業部門に区分されております。またほとんどの当社取扱商品は自社ブランドとして当社規格に基づいて外部に生産委託しております。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (1) 家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）…主要な商品は常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・生活流通等であります。
- (2) 売水事業部門…主要な商品はミネラルウォーターの製造販売であります。
- (3) その他…主要な商品は保険商品等であります。

以上の事項を事業系統図によって示すと次の通りであります。

(事業系統図)



### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
402 (116)	41.4	12.1	4,733,044

セグメントの名称	従業員
小売部門	326 (72)
卸売部門	4 (3)
家庭医薬品等販売事業計	330 (75)
売水事業部門	29 (33)
その他	6 (1)
全社（共通）	37 (7)
合計	402 (116)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、ゼンセン同盟中京医薬品労働組合と称し、1995年10月21日に結成され、2019年3月31日現在の組合員数は480名であり、上部団体はU I ゼンセン同盟に所属しております。なお、労使関係は結成以来円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

トータルライフ・ケアの推進

企業理念「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを、多角的・多面的に推進していきます。

営業員一人ひとりがお客さまの潜在的要求を的確に把握し、これを商品開発やサービス向上にフィードバックさせることがかせません。この推進こそが、お客さまとの親密性を増し、信頼の絆を深めます。さらに「中京ファン」を育てていきます。

これらを基本として心の絆を大切にしたヒューマンネットワークを更に広げ、株式会社中京医薬品ならではの「ふれあい業」を充実させ、顧客及び市場からの評価を高め、収益力の向上と経営基盤の強化を図ってまいります。

#### (2) 経営戦略等

中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

##### ① 企業理念

健康づくり、幸福づくり、人づくり

##### ② 経営の基本方針

企業理念の具現化に向けて、お客様の生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的にトータルライフ・ケアを推進していきます。

##### ③ 経営戦略

企業の持続的成長と企業価値の向上のため事業の成長、経営管理、変化対応力を高め、強い企業体質を作ります。

##### ④ 社員の自律性と行動力の向上

お客様との「ふれあい」を深め、取組先との連携を強め、新たなお客様価値の創造と、事業領域の拡充、収益の増大を図るためには、社員の自律性と行動力の向上が必須であります。

##### ⑤ 健康経営

創業70周年をスタート（初年度）にして健康経営を目指す。

企業理念「健康づくり、幸福づくり、人づくり」にもあるようにお客様の健康づくりは勿論のこと、従業員の健康づくりにも着目し、より良い企業、より良い職場環境を作っていきます。

##### ⑥ 経営基盤の強化

コンプライアンス（法令順守）とガバナンス（企業統治）を強化します。

売上高のみならず利益、キャッシュフローを重視したバランスある事業経営、財務基盤の強化、向上を行います。

##### ⑦ 社会的責務・使命の取組み強化

「きずなASSIST：世界の子供たちに健康と教育を」を更に推進し、地域・社会にも積極的に貢献します。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、お客様からの支援の度合を反映するものとして売上高、商品の開発力と競争力を示す売上総利益率、事業全体の収益性を示す営業利益率を特に重視します。また、効率性を示す販売費及び一般管理費対売上高や資本の効率性を示す1株当たり当期純利益金額、ROE（自己資本利益率）を向上してまいります。

#### (4) 経営環境

当社を取り巻く事業環境においては健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業による積極的な市場参入がなされ、特に健康食品・化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等の地域戦略とONE TO ONE マーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場の競争が激化してきています。また、お客様においても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する要望も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。

このような状況の中で、お客さまと直接「ふれあう」強みを活かし、消費者ニーズを創発する商品・サービスの開発を行い、地域に密着してお客様の満足を図りながら更なる顧客の増加と市場の販路拡大を目指します。

#### (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

各事業の対処すべき課題については次のとおりです。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）は当社の中核事業であり、営業人員の積極的な採用はもとより、業務効率や勤務形態の改善を図ります。また、ITを活用した営業サポートや教育等を強化し一人当たりの生産性を高めてまいります。更に、顧客の増加と営業エリアの拡大を行うと共に新商品の開発を強化します。新規事業

「ふれあいでんき」として電力媒介事業も開始し、通信販売事業と共に安定した収益が得られるように取り組んでまいります。またお客さまと直接「ふれあう」強みを活かし、消費者ニーズを創発する商品・サービスの開発を行い、地域に密着してお客様の満足を図りながら更なる顧客の増加と営業エリアの拡大を行います。

家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)におきましては、除菌消臭関連商品「エアーマスク ネームホルダー」等の販売プロモーション強化と一般市場向け飲料等を含めた新商品開発による販路拡大を図ってまいります。更に、市場に必要とされる商品開発にも注力し、現状の流通網に加え、新たな流通においても販路拡大を目指します。

売水事業部門(アクアマジック事業)におきましては、顧客の拡大ならびに配送の効率向上を図ります。代理店や取次店の開拓並びに他企業との事業提携も視野に入れ事業の拡充を図ります。水の製造については安定した品質と供給ができる製造体制を構築すると共に、製造コスト削減に努めてまいります。

以上のように、企業の持続的成長と収益性の向上のためには、三つの事業基盤の強化と事業領域の拡大が不可欠であります。それぞれの事業の連携と相乗効果を図り、お客様への「トータルライフ・ケア」を目指して成長戦略と事業改革をさらに推し進めてまいります。

当社は、2019年6月26日開催の第41期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「現行プラン」といいます。)を導入いたしました。

当社は、2019年5月15日開催の当社取締役会において、この現行プランの基本的考え方を維持し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」といいます。)を発効することといたしました。本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理を行っていますが、基本的なスキームについて現行プランとの変更はございません。また、議案としてお諮りするのには、本プランが株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするためであります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上のため、不適切な支配防止のための取組みとして、本プランは必要であると考えております。

本プランは、2019年6月26日開催の当社第41期定時株主総会にて承認を得ております。

現時点において、当社に対し特定の第三者から大量買付行為(Ⅲ 2. (2)において定義されます。以下同じとします。)が行われ、または行われるおそれがあるという事情は認識しておらず、当社による本プランの継続は、いわゆる平時における買収防衛策の継続であります。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりです。

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆様のご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させていくためには、Ⅱ 1. 記載の企業価値の源泉を維持し、向上させることが必要不可欠です。したがって、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に維持・向上させられないのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えます。また、大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

上記の観点から、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた場合には、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報および検討期間が与えられた上で、判断を行うことができる体制を確保することが必要であると考えております。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者(Ⅲ 2. (1)イにおいて定義されます。以下同じとします。)に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行

為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客様の健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客様と共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客様と常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータル・ライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満ちし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたいヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしてまいります。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

### 2. 企業価値の向上に資する取組み

当社を取り巻く事業環境においては、健康志向の高まりや高齢化の進行により、ドラッグストア、コンビニ、ホームセンターなどの企業による積極的な市場参入がなされ、特に健康食品、化粧品・家庭用品市場においては通信販売企業をはじめ、メーカー、流通系企業等が地域戦略とONE TO ONE マーケティングのスキル、商品、サービス価値の向上によって市場競争が激化してきています。また、お客様においても情報の高度化、スピード化の中で健康意識の高揚から、安全、安心意識の定着はもとより、商品、サービスに対する知識、要求も多様化し、企業、商品の選別が厳しさを増してきています。更に市場・社会環境は将来にわたる少子高齢化、若年層労働力の不足、女性とアクティブシニアの社会進出の推進、後期高齢者の増加など確実に社会変化が進んでいます。また、国の対策も女性やシニア労働力の積極的推進、消費者保護強化、所得格差の是正、社会保障や国の財源確保など各種法改正が実施されていきます。

このような事業環境の中、当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善「みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの」による、よい商品よいサービスの提供とお客様視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客様に対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客様との多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築してまいります。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、第2の収益の柱とすべく邁進してまいります。

新中期経営計画では、全社的な基本戦略として以下を掲げています。

#### 1. 企業理念

健康づくり、幸福づくり、人づくり

#### 2. 経営の基本方針

企業理念の具現化に向けて、お客様の生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的にトータル ライフ・ケアを推進していく。

#### 3. 経営戦略

企業の持続的成長と企業価値の向上のため事業の成長、経営管理、変化対応力を高め、強い企業体質を作る。

#### 4. 社員の自律性と行動力の向上

お客様との「ふれあい」を深め、取組先との連携を強め、新たなお客様価値の創造と、事業領域の拡充、収益の増大を図るためには、社員の自律性と行動力の向上が必須である。

#### 5. 健康経営

創業70周年をスタート（初年度）にして健康経営を目指す。

企業理念「健康づくり、幸福づくり、人づくり」にもあるようにお客様の健康づくりは勿論のこと、従業員の健康づくりにも着目し、より良い企業、より良い職場環境を作っていく。

#### 6. 経営基盤の強化

コンプライアンス（法令順守）とガバナンス（企業統治）を強化する。

売上高のみならず利益、キャッシュフローを重視したバランスある事業経営、財務基盤の強化、向上を行う。

#### 7. 社会的責務・使命の取組み強化

「きずなASSIST：世界の子供たちに健康と教育を」を更に推進し、地域・社会にも積極的に貢献する。

### Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買取者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆様による自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、またかかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、以下の本プランを導入することを決定いたしました。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

##### イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・増大させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（Ⅲ 2. (4)において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

##### ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記①および②について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社は、この勧告の内容を公表するものとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならないことにより、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとする事により、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、本プランの独立委員会は、当社の社外取締役1名、社外監査役1名および社外有識者1名により構成されております。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該当する可能性がある行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等<sup>[1]</sup>に関する特定の株主の株券等保有割合<sup>[2]</sup>が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得<sup>[3]</sup>
- ②当社が発行者である株券等<sup>[4]</sup>に関する特定の株主の株券等所有割合<sup>[5]</sup>とその特別関係者<sup>[6]</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得<sup>[7]</sup>
- ③当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>[8]</sup>に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>[9]</sup>を樹立する行為<sup>[10]</sup>（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
  - 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下②において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下②において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プランにおいて同じとします。
  - 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
  - 8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下本プランにおいて同じとします。
  - 9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
  - 10 当該行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる判定に必要なと判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### (3) 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株券等の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤ 取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの処遇方針
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、当社は、大量買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、本必要情報の提供が完了したと判断した場合、直ちにその旨を開示いたします。

### (4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後のみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社は、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（フィナンシ

ャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

#### (5) 独立委員会による検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業機密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

#### (6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

#### イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次の a. から d. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
  - a. 当社株式を買い占め、その当社株式について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
- ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合
- ④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (7) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置の発動または不発動の決議がなされた場合には、取締役会

検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

#### (8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他当該独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置の発動を中止または変更することができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (9) 対抗措置としての新株予約権の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。当該新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

##### ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

##### ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

##### ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

##### ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

##### ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。
- ② 外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チ.に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。

なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。

- ③ 大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

##### ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

##### チ. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
  - a. 大量買付者および大量買付者のグループに属する者。



- b. 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。
- ③ 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項b. に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとす、その後も同様とする。
- ④ ①項ないし③項に定めるほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

### 3. 本プランの有効期間等

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、2022年6月の定時株主総会の終結の時までであります。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得て、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### 4. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を毀損するものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

### (1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

### (2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足するとともに、株式会社東京証券取引所（JASDAQ市場）の定める「企業行動規範に関する規則」第11条に準拠しております。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

#### ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランの導入は株主総会の承認を条件としており、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、Ⅲ3.記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

#### ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動および変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の

企業価値については株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値については株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅲ 2. (6) に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## ホ. 外部専門家等の意見の取得

Ⅲ 2. (5) に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

## ヘ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

Ⅲ 3. に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## V 株主・投資家等の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値については株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議に基づき、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者および当社の企業価値については株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づきお知らせ致します。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、独立委員会の勧告を受けて、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 2【事業等のリスク】

当社の経営成績や財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努めております。なお、ここに記載した事項は、当事業年度末現在において、当社がリスクとして判断したものでありますが、当社に関する全てのリスクを網羅したものではありません。また、当社の営業収入を生み出す商品及び製品に対する需要は経済状況の影響を受け、景気後退、代替商品の入手可能性、及び需要の縮小や業界再編の可能性がありま。また、当社は全国に事業所があり、地震、台風その他の自然災害等によって正常な事業活動ができなくなる可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2019年6月27日）現在において当社が判断したものであります。

### (1) 家庭医薬品等販売事業

#### 小売部門について

当社は、常備配置薬・保健品・ドリンク・医療品・日用雑貨・その他の商品を一般家庭に対し配置販売並びに小売販売を行うとともに、これらの商品を同業他社・一般流通市場・フランチャイズ契約を締結した加盟店に対して卸売販売も行っております。また、ほとんどの当社取扱商品は自社ブランドとして当社規格に基づいて外部に生産委託しております。

当社の配置販売は、いわゆる「富山の菓売り」という伝統的商売形態を踏襲したものであり、一般家庭に救急箱を配置し、後日当社社員が定期的に顧客を訪問し、使用された医薬品等だけを売上とする方法であります。従って、当社社員の訪問による点検があるまでは、客先に配置された商品は当社の所有する委託商品となりますが、顧客が何時どれだけの商品を消費するかは予測が困難であります。

また、当社は顧客数の拡大と顧客満足の向上を目指し、社員教育や倫理綱領の制定等に全社的に取り組んでおりますが、次のような事象が発生した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ①新規顧客の開拓や開拓した顧客の継続取引先としての定着化に遅れが生じた場合
- ②顧客からのクレームや商品に問題が発生した場合の対応が不適切で、会社の信用低下を招いた場合
- ③商品の劣化や期限切れが増加した場合

#### 卸売部門について

当社は、取引先から当社に支払われるべき金銭に関し回収のリスクが存在します。当社は、与信管理規定の制定によるリスクの回避を図り、また不良債権に対して引当金を積んでおりますが、取引先が健全な財務状態を維持し、当社に対する債務を履行するという保証はありません。取引先に債務不履行が発生した場合、当社の業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 売水事業部門について

当社は、ウォーターサーバーを無料でレンタルし、ミネラルウォーターを販売しております。当社では当該事業において、生産物の徹底的な管理や品質向上をはかっておりますが、万一その生産物や生産プラントに問題が生じた場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 減損会計に関するリスク

当社は、事業の用に供する不動産をはじめとする様々な資産を所有しております。これら資産は、時価の下落や、将来のキャッシュ・インフローの状況により、資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる減損会計の適用を受ける可能性があり、これらは業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 法的規制等について

当社は、医薬品の配置販売等を行うことから薬事法等の規制を受けており、下表の各都道府県の許可・登録・届出を必要とします。また、当社の小売販売は訪問販売のシステムを採用することから「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。当社は法的規制等のもとより当社独自の社員教育を徹底し、遵法精神に則った事業展開を行っておりますが、将来これらの規制を遵守できなかった場合、あるいは規制の強化・変更、予測し得ない新たな規制の設定などがあった場合、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

許可・登録・届出の別	有効期限	関連する法令	登録等の交付者
医薬品販売業配置販売業許可	6年	薬事法	愛知県他各都道府県知事
医薬品販売業卸売販売業許可	6年	薬事法	愛知県知事
管理医療機器販売業届出	無期限	薬事法	愛知県他各都道府県知事
毒物劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	愛知県知事

### (5) 個人情報管理について

当社は、顧客に関する個人情報を多数保有しており、個人情報取扱業者に該当します。個人情報保護法施行に伴い、当社では個人情報保護管理規程の整備に努め、従業員の情報管理に関する教育を行う等組織体制の整備と情報管理の運営に取り組んでおります。しかしながら、万一当社が保有する個人情報が漏洩した場合は、当社の信用低下を招き、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害等について

当社は中部地区を中心に全国展開しておりますが、営業所の集積度の高い中部地方や九州地方で営業所及び顧客に甚大な被害を及ぼす地震等の自然災害が起こった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』」の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、財務状態については遡及処理後の前事業年度末の数値で比較を行っております。

経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、政府による各種政策により、所得から支出への前向きなメカニズムが働き、良好な雇用・所得環境が続くなか、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、欧米などの通商問題の動向や中国経済の先行きなど世界経済の不確実性により、先行きについては、依然不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客さまや市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体質の強化を図ってまいりました。

当社の顧客基盤を活用した通信販売の推進や営業効率の強化、一般市場向け定番商品となった除菌消臭関連商品「エアーマスク ネームホルダー」等の販売強化に努めました。更に、新たにフランチャイズ契約を締結した紀州中京医薬品への卸売販売が増加しております。また、積極的な採用を推進すべく求人サイトのリニューアルやWeb会社説明会、大学デジタルメディア紹介等を導入しインターンシップも積極的に取り組みました。更にシニア社員の登用や女性社員を積極的に採用し、営業職層の充実と労働環境の整備に努めました。

(財政状態)

財政状態につきましては、当事業年度末の総資産は、4,564百万円となり、前事業年度に比べ29百万円増加いたしました。負債の部は2,742百万円となり、前事業年度に比べ35百万円増加いたしました。純資産の部は1,822百万円となり、前事業年度に比べ6百万円減少いたしました。

(経営成績)

売上高につきましては営業人員不足の補充に伴う新入社員の比率増による一人当たりの生産性の低下と西日本豪雨、北海道胆振東部地震等の自然災害によるお客さまへの被害と営業活動に支障が生じ減少となりました。経費の削減に努め販売費及び一般管理費も減少しましたが、減収による利益に与える影響は大きく、当初予測を大幅に下回る結果となりました。

その結果、当事業年度における売上高は5,255百万円（前期比4.3%減）、営業利益は5百万円（前期比89.4%減）、経常利益は26百万円（前期比63.5%減）、また当期純利益は28百万円（前期比145.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門）

小売部門においては、前期導入した新小売システムにより、今後の更なる顧客サービスの追求と営業効率の改善が行えるようになりました。また、シニア社員の登用や、女性社員を積極的に採用し、お客様の多様なニーズに対応できるよう営業職層の拡大と労働環境の整備に努めて参りました。売上高につきましては、家庭医薬品等販売事業の小売部門において、既存営業社員の退社により新入営業社員の補充に努めましたが、教育や営業手法等の習得に時間を要したため、売上高に寄与することができませんでした。

卸売部門においては、新たにフランチャイズ契約を締結した紀州中京医薬品への卸売販売が増加しております。また、除菌消臭関連商品「エアーマスク ネームホルダー」「エアーマスク スペア&ポケット」等について大手量販店やドラッグストア等で販売を行いました。

その結果、売上高は4,626百万円（前期比4.9%減）、セグメント損失29百万円（前期は、セグメント損失8百万円）となりました。

②売水事業部門

昨今の健康志向ブームによる飲料水へのこだわりと、拡大するミネラルウォーター宅配市場の成長の波に乗り、早期に中核事業の1つとして確立することを目標としております。またOne-Way方式により営業エリアが拡大され顧客への拡販も積極的に取り組みました。その結果、売上高は624百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益35百万円（前期比44.2%減）となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次の通りであります。

セグメント別		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比 (%)
家庭医薬品等 販売事業	小売部門 (千円)	4,017,447	△6.0
	卸売部門 (千円)	609,525	3.2
	FC向け (千円)	94,565	△7.6
	一般流通市場向け (千円)	514,959	5.4
計 (千円)		4,626,973	△4.9
売水事業部門 (千円)		624,406	0.5
その他 (千円)		4,249	△33.5
合計 (千円)		5,255,629	△4.3

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、131百万円（前年同期は108百万円の増加）となりました。これは主に保険解約返戻金50百万円、たな卸資産の増加額106百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は25百万円（前年同期は7百万円の増加）となりました。これは主に保険積立金の解約による収入117百万円、定期預金の払戻による収入42百万円、定期預金の預入による支出100百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、82百万円（前年同期は137百万円の減少）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出224百万円、長期借入金による収入200百万円、短期借入金の純増加額180百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当事業年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
売水事業部門 (千円)	51,778	100.0	△3.3
合計 (千円)	51,778	100.0	△3.3

(注) 金額は、実際製造原価によっております。

## ②仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
家庭 医薬 品等 販売 事業	配置品等			
	常備配置薬 (千円)	126,252	6.6%	△14.9
	保健品 (千円)	576,065	30.1%	11.1
	ドリンク (千円)	280,687	14.7%	3.0
	小計 (千円)	983,005	51.4%	4.6
	医療品 (千円)	150,888	7.9%	△8.3
	日用雑貨 (千円)	180,475	9.4%	27.9
	生活流通・その他 (千円)	557,660	29.2%	6.3
計 (千円)		1,872,030	97.9%	5.8
売水事業部門 (千円)		39,435	2.1%	△7.4
合計 (千円)		1,911,465	100.0%	5.4

(注) 金額は、仕入価格によっております。

## ③販売実績

### (i) 販売方法

当社は、主として営業員による一般家庭への配置・小売販売と同業他社への卸売販売を行っております。事業のセグメントごとの割合は、次の通りであります。

販売経路		構成比 (%)
		当事業年度
小売部門	[当 社] ————— [ユーザー]	76.4
卸売部門	[当 社] — [同業他社・一般流通市場] — [ユーザー]	11.6
家庭医薬品等販売事業計		88.0
売水事業部門	[当 社] ————— [ユーザー]	11.9
その他		0.1
合計		100.0

## (ii) 地域別売上高

当事業年度の地域別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりになります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			前期比
	地域	金額 (千円)	構成比 (%)	比率 (%)
小売部門	本社	24,783	0.5	△24.6
	中川営業所	81,281	1.5	△5.4
	岡崎営業所	70,609	1.3	△0.3
	豊川営業所	59,136	1.1	1.3
	岩倉営業所	100,009	1.9	△0.4
	知立営業所	80,767	1.5	△7.4
	半田営業所	129,194	2.6	△5.7
	津島営業所	71,751	1.4	△5.3
	名古屋東営業所	74,913	1.4	△8.5
	豊田営業所	94,667	1.8	3.2
	豊橋営業所	49,927	0.9	1.0
	西尾営業所	47,389	0.9	△3.7
	愛知県計	884,432	16.8	△3.9
	高山営業所	146,369	2.9	27.9
	飛騨金山営業所	53,318	1.0	△3.1
	可児営業所	59,544	1.1	△11.5
	郡上八幡営業所	42,177	0.8	△3.0
	中津川営業所	90,939	1.7	3.9
	岐阜東営業所	91,403	1.7	△8.6
	大垣営業所	88,874	1.7	△10.1
	土岐営業所	48,612	0.9	△17.8
	岐阜県計	621,238	11.8	△8.3
	松阪営業所	84,423	1.6	1.0
	四日市営業所	53,725	1.0	△7.6
	津営業所	87,581	1.8	△7.3
	鈴鹿営業所	47,885	0.9	△8.2
	伊勢営業所	38,276	0.7	5.8
	桑名営業所	52,876	1.0	△11.8
	伊賀上野営業所	44,497	0.8	3.1
	志摩営業所	44,734	0.9	△8.4
	尾鷲営業所	1,178	0.0	△96.1
	三重県計	455,178	8.7	△10.2

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			前期比
	地域	金額 (千円)	構成比 (%)	比率 (%)
小売部門	旭川営業所	42,069	0.8	△13.9
	札幌東営業所	48,810	0.9	△3.9
	北海道計	90,880	1.7	△8.8
	川崎営業所	35,566	0.7	21.7
	神奈川県計	35,566	0.7	21.7
	上越営業所	49,390	0.9	△17.7
	長岡営業所	14,862	0.3	182.7
	新潟県計	64,252	1.2	△1.6
	長野営業所	98,277	1.9	2.1
	松本営業所	118,761	2.3	0.0
	飯田営業所	48,873	0.9	△6.0
	伊那営業所	92,410	1.8	0.1
	上田営業所	65,140	1.2	△2.8
	長野県計	423,462	8.1	△0.6
	浜松営業所	69,936	1.3	△20.0
	静岡営業所	42,584	0.8	△5.1
	焼津営業所	32,936	0.6	△15.4
	掛川営業所	60,815	1.2	0.5
	静岡県計	206,273	3.9	△11.0
	彦根営業所	67,513	1.3	1.9
	守山営業所	63,223	1.2	2.8
	滋賀県計	130,736	2.5	2.4
	東広島営業所	61,255	1.2	△2.4
	三次営業所	33,575	0.6	△19.0
	尾道営業所	42,394	0.8	△9.4
	広島県計	137,226	2.6	△9.1
	坂出営業所	124,110	2.4	△3.5
	香川県計	124,110	2.4	△3.5
	新居浜営業所	32,508	0.6	△27.8
	愛媛県計	32,508	0.6	△27.8



セグメント名称	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			前期比
	地域	金額 (千円)	構成比 (%)	比率 (%)
小売部門	福岡東営業所	55,804	1.1	△10.4
	小倉営業所	73,489	1.3	△8.3
	太宰府営業所	32,184	0.6	1.3
	宗像営業所	34,243	0.7	15.3
	久留米営業所	34,762	0.7	△8.6
	福岡県計	230,484	4.4	△4.7
	大分営業所	67,046	1.3	△7.5
	大分南営業所	39,117	0.7	△12.6
	中津営業所	31,079	0.6	△28.4
	大分県計	137,243	2.6	△14.6
	人吉営業所	45,163	0.9	△3.6
	熊本営業所	38,730	0.7	△0.4
	熊本県計	83,894	1.6	△2.2
	都城営業所	79,885	1.5	△9.9
	宮崎営業所	76,683	1.5	△11.3
	串間営業所	54,161	1.0	△6.5
	高鍋営業所	43,133	0.8	15.9
	延岡営業所	41,747	0.8	△12.8
	宮崎県計	295,610	5.6	△7.1
	始良営業所	64,346	1.2	7.7
鹿児島県計	64,346	1.2	7.7	
計	4,017,447	76.4	△6.0	
卸売部門	愛知県他	609,525	11.6	3.2
売水事業部門	愛知県他	624,406	11.9	0.5
報告セグメント計		5,251,379	99.9	△4.3
その他	愛知県	4,249	0.1	△33.5
合計		5,255,629	100.0	△4.3

(iii) 商品別売上高

当事業年度の商品別販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	構成比 (%)	前期比 (%)
家庭 医薬 品等 販売 事業	配置品等			
	常備配置薬 (千円)	621,547	11.8%	△4.8
	保健品 (千円)	1,824,592	34.7%	△6.8
	ドリンク (千円)	775,818	14.8%	△6.3
	小計 (千円)	3,221,958	61.3%	△6.3
	医療品 (千円)	290,884	5.5%	△12.8
	日用雑貨 (千円)	465,442	8.9%	11.2
	生活流通・その他 (千円)	648,688	12.3%	△4.0
計 (千円)		4,626,973	88.0%	△4.9
売水事業部門 (千円)		624,406	11.9%	0.5
その他 (千円)		4,249	0.1%	△33.5
合計 (千円)		5,255,629	100.0%	△4.3

(iv) 主要顧客別販売実績

主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものではありません。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。

この財務諸表の作成に当たり、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づき、適正に実施されております。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(i) 経営成績等

(a) 財政状態

(資産合計)

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ29百万円増加の4,564百万円（前事業年度末は4,535百万円）となりました。

流動資産は、2,151百万円（前事業年度末は2,011百万円から当事業年度末2,151百万円）となりました。これは主に商品及び製品の増加126百万円、現金及び預金の増加35百万円、委託商品の減少26百万円によるものであります。

固定資産は、2,413百万円（前事業年度末は2,524百万円から当事業年度末2,413百万円）となりました。これは主に保険積立金の減少44百万円、無形固定資産のリース資産の減少33百万円、建物の減少30百万円によるものであります。

(負債合計)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ35百万円増加の2,742百万円（前事業年度末は2,707百万円）となりました。

流動負債は、2,164百万円（前事業年度末は2,071百万円から当事業年度末2,164百万円）となりました。これは主に短期借入金の増加180百万円、未払金の増加46百万円、1年以内返済予定の長期借入金の減少34百万円によるものであります。

固定負債は、577百万円（前事業年度末は635百万円から当事業年度末577百万円）となりました。これは主に長期未払金の減少54百万円、リース債務の減少32百万円によるものであります。

(純資産合計)

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ6百万円減少の1,822百万円（前事業年度末は1,828百万円）となりました。これは主に自己株式の減少13百万円、繰越利益剰余金の減少15百万円によるものであります。

(b) 経営成績

(売上高)

売上高は、人手不足と直営営業所のFC化により、前事業年度に比べ4.3%減の5,255百万円となりました。そのうち、家庭医薬品等販売事業は前事業年度に比べ4.9%減の4,626百万円、売水事業は前事業年度に比べ0.5%増の624百万円、その他は前事業年度に比べ33.5%減の4百万円となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

売上原価は売上高の減少により、前事業年度に比べ3.1%減の1,585百万円となりました。

販売費及び一般管理費は人員減に伴う給与及び手当の減少等により、前事業年度に比べ3.7%減の3,664百万円となりました。

(c) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(ii) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、顧客対応、債権回収、製品製造、減損損失、法的規制、個人情報管理があります。

顧客対応については、家庭医薬品等販売事業の小売部門において顧客数の拡大と顧客満足の向上を目指しておりますが、新規顧客の開拓や開拓した顧客の継続取引先として定着が遅れが生じた場合、顧客からのクレームや商品に問題が発生した場合の対応が不適切で、会社の信用低下を招いた場合、商品劣化や期限切れが増加した場合に顧客対応リスクとなります。そのために社員教育や倫理綱領の制定等に全社的に取り組んでおります。

債権回収については、家庭医薬品等販売事業の卸売部門において取引先に債務不履行が発生した場合に債権回収リスクとなります。そのために与信管理規定の制定によるリスクの回避を図り、また不良債権に対して引当金を積んでおります。

製品製造については、売水事業部門において製造プラントや製品に問題が生じた場合に製品製造リスクとなります。そのために製造した製品の徹底的な管理や品質向上をはかっております。

減損損失については、時価の下落や資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合に、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる減損会計の適用を受ける可能性があります。そのために様々な資産を所有している事業部門のセグメント利益等を重要視して取り組んでおります。

法的規制については、医薬品の配置販売等を行うことから薬事法等の規制を受けており、各都道府県の許可・登録・届出を必要とします。また、当社の小売販売は訪問販売のシステムを採用することから「特定商取引に関する法律」の規制を受けますが、これらの規制を遵守できなかった場合、あるいは規制の強化・変更、予測し得ない新たな規制の設定などがあつた場合に法的規制リスクとなります。そのために法的規制等はもとより当社独自の社員教育を徹底し、遵法精神に則つた事業展開を行つております。

個人情報管理については、顧客に関する個人情報を多数保有しており、個人情報取扱業者に該当します。当社が保有する個人情報が漏洩した場合は、当社の信用低下を招き個人情報管理リスクとなります。そのために個人情報保護法施行に伴い、個人情報保護管理規程の整備に努め、従業員の情報管理に関する教育を行う等組織体制の整備と情報管理の運営に取り組んでおります。

(iii) 資本の財源及び資金の流動性

(資金需要)

当社の資金需要は、営業活動については、販売活動に必要な運転資金（商品仕入及び人件費等）、顧客訪問並びに商談に係る費用、人材獲得に必要な求人費用、事業拠点の賃借料等が主な内容であります。投資活動については、事業拠点の新設・移転に伴う設備投資が主な内容であります。今後も、新たな事業拠点並びに顧客開拓を継続し、将来の成長分野における新規事業への投資も含めて有効な資金の活用を行つていく予定であります。

(財務政策)

当社は、運転資金・投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債（主に短期借入金）の調達を実施しております。

長期借入金の調達については、事業計画に基づく資金需要や金利動向等の調達環境、既存借入金の完済時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断して実施して行く事としております。

自己株式については、事業計画の推進状況、当社の業績見通し、株価動向、財政状況及び金融市場環境を総合的に勘案して売出し等を検討して行く事としております。

(iv) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、お客様からの支援の度合を反映するものとして売上高、商品の開発力と競争力を示す売上総利益率、事業全体の収益性を示す営業利益率を特に重視します。当事業年度における売上総利益率は69.8%（前事業年度は70.2%）、営業利益率は0.1%（前事業年度は1.0%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。また、効率性を示す販売費及び一般管理費対売上高や資本の効率性を示す1株当たり当期純利益金額、ROE（自己資本利益率）についても向上してまいります。

(v) セグメントごとの財政状況及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

（家庭医薬品等販売事業（小売部門・卸売部門））

小売部門においては、前期導入した新小売システムにより、今後の更なる顧客サービスの追求と営業効率の改善が行えるようになりました。また、シニア社員の登用や、女性社員を積極的に採用し、お客様の多様なニーズに対応できるよう営業職層の拡大と労働環境の整備に努めて参りました。売上高につきましては、家庭医薬品等販売事業の小売部門において、既存営業社員の退社により新入営業社員の補充に努めましたが、教育や営業手法等の習得に時間を要したため、売上高に寄与することができませんでした。

卸売部門においては、新たにフランチャイズ契約を締結した紀州中京医薬品への卸売販売が増加しております。また、除菌消臭関連商品「エアーマスク ネームホルダー」「エアーマスク スペア&ポケット」等について大手量販店やドラッグストア等で販売を行いました。

その結果、売上高は4,626百万円（前年同期比4.9%減）、セグメント損失29百万円（前期は、セグメント損失8百万円）となりました。

セグメント資産は、固定資産の減価償却により、前事業年度末に比べ65百万円減少の2,071百万円となりました。

（売水事業部門）

昨今の健康志向ブームによる飲料水へのこだわりと、拡大するミネラルウォーター宅配市場の成長の波に乗り、早期に中核事業の1つとして確立することを目標としております。またOne-Way方式により営業エリアが拡大され顧客への拡販も積極的に取り組みました。その結果、売上高は624百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益35百万円（前年同期比44.2%減）となりました。

セグメント資産は、固定資産の減価償却により、前事業年度末に比べ25百万円減少の829百万円となりました。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は16百万円で、主なものは、ソフトウェアの増加3百万円であります。有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

#### 2【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額					従業員数 (人)
			土地 (千円)	面積 (㎡)	建物及び構 築物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (愛知県半田市)	その他	事務所	457,069	6,854	55,916	102,174	615,160	47(11)
半田ウォーターショップ (愛知県半田市)	売水事業部門	工場	95,729	1,893	75,603	8,612	179,945	20(13)
鈴鹿ウォーターショップ (三重県鈴鹿市)	売水事業部門	事務所・ 工場	76,631	2,769	221,486	33,279	331,398	4(8)
名古屋東営業所・名東ウ ォーターショップ (愛知県名古屋市守山区)	家庭医薬品等販売事 業・売水事業部門	事務所	158,547	1,585	43,412	366	202,325	10(5)
松阪営業所・松阪ウオー ターショップ (三重県松阪市)	家庭医薬品等販売事 業・売水事業部門	事務所	161,182	1,500	10,796	57	172,035	7(3)
中川営業所 (愛知県名古屋市中川区)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	89,260	525	11,948	70	101,279	5(1)
可児営業所 (岐阜県可児市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	60,000	1,315	10,489	141	70,631	4(1)
中津川営業所 (岐阜県中津川市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	26,697	1,013	15,634	65	42,397	4(2)
大垣営業所 (岐阜県大垣市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	80,200	1,326	14,273	28	94,501	8(1)
鈴鹿営業所 (三重県鈴鹿市)	家庭医薬品等販売事 業	事務所	75,000	826	10,243	28	85,272	3(2)

(注) 1. 帳簿価額の内「その他」は工具、器具及び備品、機械及び装置、車両運搬具、ソフトウェア、リース資産、水道施設利用権であります。また、帳簿価額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

3. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、下記の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間 (年)	リース料(年額) (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (愛知県半田市)	アクアマジックサーバー (オペレーティング・リース)	一式	5	22,948	78,593

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業績動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次の通りであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,660,734	11,660,734	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	11,660,734	11,660,734	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### ③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2013年3月22日 (注)	875	11,660	150,062	681,012	150,062	424,177

(注) 第三者割当の新株発行による増加であります。

第三者割当 875千株

発行価格 343円

資本組入額 171.5円

#### (5)【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	10	5	57	2	3	6,428	6,506	—
所有株式数(単元)	5	15,629	31	20,349	48	18	80,233	116,313	29,434
所有株式数の割合 (%)	0.00	13.43	0.02	17.49	0.04	0.01	68.98	100.00	—

(注) 自己株式2,920,671株は「個人その他」に29,206単元及び「単元未満株式の状況」に71株を含めて記載しております。なお、自己株式には、従業員持株会信託口が保有する当社株式116,000株と従業員向け株式給付の信託口が保有する当社株式227,798株を含んでおりません。

## (6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マサキコーポレーション	愛知県半田市亀崎月見町2丁目58-1	1,445	16.53
知多信用金庫	愛知県半田市星崎町3丁目39-10	497	5.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	343	3.93
山田 正行	愛知県半田市	332	3.80
中京医薬品従業員持株会(きずな会)	愛知県半田市亀崎北浦町2丁目15番地の1	217	2.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	200	2.28
山田 重子	愛知県半田市	163	1.86
山田 正人	愛知県半田市	145	1.66
中京医薬品取引先持株会	愛知県半田市亀崎北浦町2丁目15番地の1	133	1.52
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	128	1.46
計	—	3,607	41.27

(注) 1. 上記の他、自己株式が2,920千株あります。なお、自己株式には、従業員向け株式給付の信託口が保有する当社株式116千株と従業員持株会信託口が保有する当社株式227千株を含んでおりません。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,264,300	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,367,000	83,670	同上
単元未満株式	普通株式 29,434	—	—
発行済株式総数	11,660,734	—	—
総株主の議決権	—	83,670	—

②【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称等	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社中京医薬品	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1	2,920,600	343,700	3,264,300	27.9
計	—	2,920,600	343,700	3,264,300	27.9

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-E SOP)」制度の信託財産として拠出	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11
「従業員向け株式給付」制度の信託財産として拠出	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(役員・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(i) 役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の実施を目的とした「従業員インセンティブ付与型ESOP」(以下、「本スキーム」と呼びます。)を2016年8月10日開催の取締役会決議により再導入しております。

本スキームは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、本スキームにより、従業員が「持株会きずな会」(以下、「持株会」と呼びます。)を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるインセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

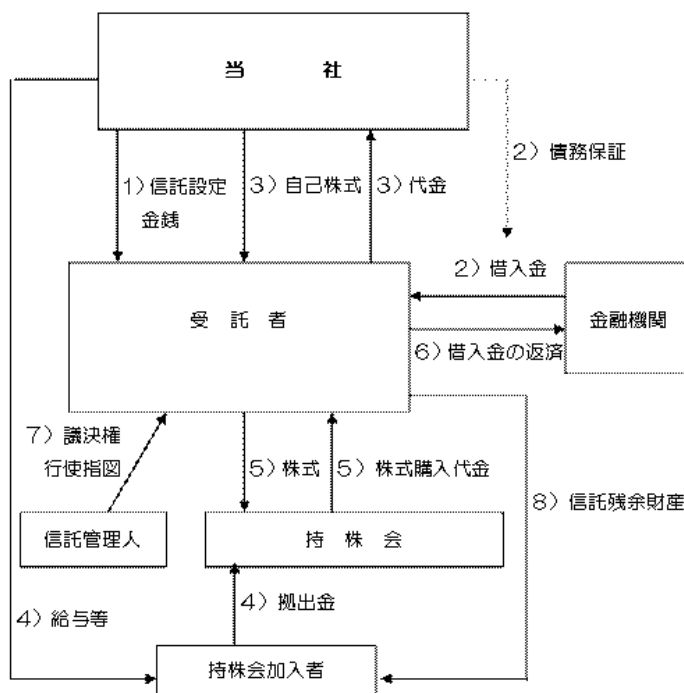
イ. 委託者 当社

ロ. 受託者 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

ハ. 信託契約日 2016年8月19日

ニ. 信託の期間 2016年8月19日～2021年8月31日

本スキームの概要につきましては、以下のとおりであります。





- 1) 当社が金銭を拠出し受託者（他益信託）を設定します。
- 2) 受託者は、当社による保証の提供等を条件に金融機関より借入れを行います。
- 3) 受託者は、調達した資金で信託期間内に持株会が取得すると見込まれる当社株式を時価で当社から、当社が保有する自己株式を一括購入します。
- 4) 当社持株会加入者は給与等から持株会に株式購入資金を拠出します。
- 5) 持株会は、毎月、受託者から当社株式を時価で購入します。
- 6) 受託者は、持株会への株式売買代金および配当金により借入金の元本・利息を返済します。
- 7) 信託期間を通じ、受益者の代表として選任された信託管理人が議決権行使の指図等を行います。
- 8) 信託終了時に借入金を全額返済した上で、なお、信託内に残余財産がある場合には、予め定められた受益者要件を充足する持株会加入者に対し、残余財産を交付します。

(ii) 役員・従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

240,000株

(iii) 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会の会員のうち所定の要件を充足する者

(従業員向け株式給付信託)

(i) 本制度の概要

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意識や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」と呼びます。）を導入することを決議いたしました。

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(ii) 従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額

2016年3月1日付で64,860千円を拠出し、三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）が当社株式を230,000株取得しております。

(iii) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	223	64,819
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	2	598	—	—
保有自己株式数	2,920,671	—	2,920,671	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含めておりません。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（従業員向け株式給付の信託口と従業員持株会信託口）が保有する当社株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の1つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と純資産配当率等を加味し利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

このような方針に基づき、当期におきましては、中間配当と期末において1株当たり2.5円の配当を実施し通期で5円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大等の投資資金に充当するとともに、今後の販売促進費用に利用して事業拡大に努める所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2018年11月12日 取締役会決議	21,850	2.5
2019年6月26日 定時株主総会決議	21,850	2.5

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「経営理念」を経営の戦略の策定や意思決定の拠り所となる各種活動の基本方針と位置づけております。また、基本的な価値観や倫理観を共有し、業績に反映させていくための行動規範として「倫理綱領」を制定しております。当社は「経営理念」と「倫理綱領」に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と安全確保、並びに効率経営の実践を推進しております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務執行を監督する役割を担っており、社外監査役を2名選任するなど、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。また役付役員から構成される常務会を設置し、経営全般に関する事項や取締役会に付議する重要議題を協議するなど意思決定の迅速化を進めております。当社においての責任限定契約の内容としましては会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。また当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役は120万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

###### ③ 企業統治に関するその他の事項

###### a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、取締役会、常務会、監査役会等の経営基本に関わるものを経営基本規程、職務分掌及び職務権限等組織に関わるものを組織規程、また個々の業務に関わるものを業務規程とし、社内業務全般にわたる諸規定が整備されております。特に「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職位の責任と権限を明確にするとともに、「稟議規程」を設け重要な案件に関して当社の意思決定の明確化を行っており、法的課題やコンプライアンスなどに関する事象については、必要に応じて顧問弁護士から助言・指導を受けております。

###### b. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は主に監査役及び内部監査室において取締役及び従業員の日常業務を調査監視することによって不正などの摘発や内部牽制をするとともに、摘発された不正は主に取締役及び部門長クラスで組織された賞罰委員会において、適正に報告審議し、内部牽制に活かしております。

また、従来、設置されていた「危機管理委員会」を「コンプライアンス委員会」に変更し、取締役、監査役をはじめ従業員に対する法令遵守意識及び倫理意識の普及、啓発を一層推進し、コンプライアンスの更なる充実に努めております。

###### c. 取締役の定数

当社の取締役の定数は20名以内とする旨定款に定めております。

###### d. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また累積投票によらないものとする旨を定めております。

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	山田 正行	1945年2月26日生	1969年3月 三重中京医薬品株式会社代表取締役社長 1978年5月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼配置営業統括本部長 2011年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長 (現任)	(注) 3	332
代表取締役 社長兼事業統括本部長	米津 秀二	1964年3月16日生	1987年2月 三重中京医薬品株式会社入社 1990年11月 当社入社 2006年4月 当社商品企画部長 2008年4月 当社配置営業部長 2008年10月 当社執行役員配置営業部長 2010年4月 当社執行役員配置営業統括本部長代行 2011年6月 当社取締役配置営業統括本部長 2012年1月 当社取締役営業統括本部長 2012年2月 当社取締役営業統括本部長兼商品部長 2013年4月 当社取締役事業統括本部長兼アクマジック事業部長 2015年10月 当社取締役事業統括副本部長兼アクマジック事業部長 2017年4月 当社取締役事業統括副本部長 2019年4月 当社取締役事業統括本部長 2019年6月 当社代表取締役社長兼事業統括本部長 (現任)	(注) 3	24
取締役 コーポレート本部長兼システム部長	飯田 亨	1963年9月1日生	1988年5月 当社入社 2008年10月 当社執行役員管理統括本部長兼システム部長 2009年6月 当社取締役管理統括本部長兼システム部長 2013年4月 当社取締役コーポレート本部長兼システム部長 (現任)	(注) 3	22
取締役 事業統括 副本部長 兼商品部長	岩崎 雷凱	1961年3月23日生	2000年1月 当社入社 2009年10月 当社執行役員商品企画部長 2012年6月 当社執行役員商品部長 2012年10月 当社執行役員営業統括副本部長兼MI商品部長 2013年6月 当社取締役事業統括副本部長兼MI商品部長 2016年4月 当社取締役事業統括副本部長兼商品部長 (現任)	(注) 3	11
取締役	渡邊 明	1946年1月14日生	1978年12月 札幌学院大学助教授 1988年4月 四日市大学経済学部教授 1993年4月 埼玉大学経済学部教授 1998年4月 三重大学人文学部教授 2000年4月 三重県三重ブランド選定委員会委員長 2007年4月 中部経済産業局地域資源活用事業評価委員会委員長 2009年5月 三重大学名誉教授 (現任) 2011年4月 福山市立大学都市経済学部教授 2011年4月 埼玉大学名誉教授 (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	金澤 光二	1952年3月17日生	1975年12月 山正家庭薬入社(現株式会社中京医薬品) 1996年10月 当社商品部次長 1997年6月 当社取締役商品部長 2010年1月 当社取締役総務部長 2013年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	25
監査役	吉田 和永	1975年9月26日生	2006年10月 弁護士登録 住田正夫法律事務所入所 2008年6月 当社社外監査役(現任) 2017年12月 住田正夫法律事務所退所 2018年1月 ジーニアル総合法律事務所入所 (現任)	(注) 4	—
監査役	杉山 彰洋	1954年1月28日生	1980年9月 公認会計士登録 2007年7月 みずぎ監査法人(旧扶桑監査法人)退所 2007年8月 あずさ監査法人入所 2011年6月 あずさ監査法人退所 2014年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	5
計					423

- (注) 1. 取締役渡邊明は、社外取締役であります。  
2. 吉田和永、杉山彰洋は、社外監査役であります。  
3. 2019年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
4. 2017年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入しております。  
執行役員は2名で、コーポレート本部副本部長・中井徹、事業統括副本部長・山本博己で構成されております。

## ② 社外役員の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名であります。

社外取締役渡邊明氏は、大学教授としての経験により幅広い知識と見識を有し、マーケティングを中心に助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しているものであります。

社外監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方を中心に助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。

社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士としての経験より幅広い知識と見識を有し、財務や会計のあり方を中心に助言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任しているものであります。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、取引関係はありません。社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は、「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載の通りであります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに議案・審議につき適切な発言を適宜行っております。また監査役が適宜取締役との面談等を通じ取締役の職務執行を監督する役割を担っており、透明かつ公正な経営管理体制の構築に努めております。社外監査役は監査役会に出席すると共に、監査法人からの会計監査に関する報告会などに出席し、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制システムの整備、運用に関する情報を交換し有機的に連携しております。

## ③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は監査役制度を採用し、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名ですが、常勤監査役が取締役に対して適法経営の視点で常に個別面談を実施し、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保しております。また、内部監査室は2名ですが、当社内の各部署における部署間業務の内部統制の整備、運用状況を内部監査規程に従い監査し、監査役に対しても監査内容について報告し、監査の有効性を高めております。また会計監査につきましては、監査役、内部監査担当者とも情報を交換することで、内部監査、監査役監査及び会計監査が有機的に連携しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名であります。常勤監査役が取締役に対して適法経営の視点で常に個別面談を実施し、その結果を監査役会に報告することにより、内部統制の実効性を担保しております。

なお、常勤監査役金澤光二は、1975年12月から2013年6月まで当社の本社管理部門に在籍し、長年にわたり本社業務に従事し、また、外部監査役杉山彰洋は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査室は2名であります。当社内の各部署における部署間業務の内部統制の整備、運用状況を内部監査規程に従い監査し、監査役に対しても監査内容について報告し、監査の有効性を高めております。また会計監査につきましては、監査役、内部監査担当者とも情報を交換することで、内部監査、監査役監査及び会計監査が有機的に連携しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

鈴木 賢次

加藤 浩幸

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は監査法人に対する選定方針を定めておりませんが、監査法人より提示された監査結果報告書及び過去の監査の方法と結果を相当と認め、総合的に勘案し、取締役会で協議の上決定いたしております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	—	20,000	—

b. その他重要な報酬の内容

特記すべき事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社は監査法人に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査法人より提示された監査計画（監査範囲・内容・日数等）及び監査報酬見積資料などを総合的に勘案し、監査法人と協議の上決定いたしております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人より提示された監査計画（監査範囲・内容・日数等）及び監査報酬見積資料などを精査した結果、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

- ① 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法  
当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。
- ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	110,319	110,319	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	8,400	8,400	—	—	1
社外役員	5,760	5,760	—	—	3

- (注) 1. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
2. 当社は、2013年6月21日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 取締役の報酬のうち賞与につきましては該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

- ① 投資株式の区分の基準及び考え方  
当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。
- ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容  
当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。
- 当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するか否かを検証し、保有の継続性を判断しています。
- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数、貸借対照表計上額の合計

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	2,500
非上場株式以外の株式	6	23,280

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)  
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)  
該当事項はありません。



c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社三菱UFJフ ィナンシャル・グルー プ	23,130	23,130	取引関係の維持及び強化のため	有
	12,721	16,121		
株式会社三井住友フイ ナンシャルグループ	1,000	1,000	取引関係の維持及び強化のため	有
	3,876	4,458		
株式会社名古屋銀行	1,000	1,000	取引関係の維持及び強化のため	有
	3,570	3,955		
株式会社愛知銀行	550	550	取引関係の維持及び強化のため	無
	1,889	2,948		
三井住友トラスト・ホ ールディングス株式会 社	200	200	取引関係の維持及び強化のため	有
	795	861		
株式会社SUBARU	170	170	取引関係の維持及び強化のため	無
	428	592		
株式会社新南愛知	1	1	取引関係の維持及び強化のため	無
	2,500	2,500		

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容をセミナー、専門誌及び書籍等で適時に把握し、適切な対応が可能となるようにしております。

1 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	700,724	736,375
受取手形	※1 53,701	※1 34,339
電子記録債権	※1 6,542	※1 26,205
売掛金	372,579	376,134
商品及び製品	371,503	497,706
委託商品	※4 380,990	※4 354,964
仕掛品	115	110
原材料及び貯蔵品	22,442	28,946
前渡金	0	11
前払費用	33,533	30,096
未収入金	53,299	55,775
その他	20,256	15,245
貸倒引当金	△4,346	△4,644
流動資産合計	2,011,345	2,151,266
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※3 564,765	※3 534,450
構築物（純額）	20,067	16,396
機械及び装置（純額）	35,165	30,013
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	8,727	5,403
土地	※3 1,313,150	※3 1,313,150
リース資産（純額）	16,217	12,190
建設仮勘定	1,000	1,000
有形固定資産合計	※2 1,959,094	※2 1,912,605
無形固定資産		
ソフトウェア	1,561	5,789
リース資産	124,843	90,926
水道施設利用権	1,864	1,630
電話加入権	7,150	7,150
無形固定資産合計	135,420	105,497
投資その他の資産		
投資有価証券	36,877	31,345
出資金	900	900
長期貸付金	5,341	4,241
保険積立金	161,094	116,716
差入保証金	76,920	77,274
長期前払費用	5,424	3,739
前払年金費用	82,666	97,024
繰延税金資産	60,568	64,342
その他	4,355	4,488
貸倒引当金	△4,408	△4,530
投資その他の資産合計	429,740	395,542
固定資産合計	2,524,255	2,413,645
資産合計	4,535,600	4,564,912

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	※1 234,638	※1 215,596
電子記録債務	※1 37,635	※1 36,032
買掛金	119,860	111,094
短期借入金	830,000	1,010,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 193,999	※3 159,368
リース債務	43,472	38,299
未払金	60,105	106,952
未払費用	227,530	222,113
未払法人税等	38,021	38,588
未払消費税等	43,399	20,154
前受金	6,836	1,463
預り金	56,669	59,378
賞与引当金	142,630	108,750
返品引当金	19,155	19,809
その他	17,418	17,273
流動負債合計	2,071,371	2,164,874
固定負債		
長期借入金	※3 159,310	※3 169,852
リース債務	78,510	45,739
退職給付引当金	147,041	150,126
株式給付引当金	11,228	16,705
長期預り保証金	2,172	12,272
資産除去債務	4,652	4,704
長期末払金	232,720	178,120
固定負債合計	635,635	577,520
負債合計	2,707,007	2,742,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	681,012	681,012
資本剰余金		
資本準備金	424,177	424,177
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	424,177	424,177
利益剰余金		
利益準備金	64,585	64,585
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	56,913	56,913
別途積立金	727,610	727,610
繰越利益剰余金	853,623	838,440
利益剰余金合計	1,702,732	1,687,549
自己株式	△986,239	△972,859
株主資本合計	1,821,682	1,819,879
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,909	2,636
評価・換算差額等合計	6,909	2,636
純資産合計	1,828,592	1,822,516
負債純資産合計	4,535,600	4,564,912

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	5,493,746	5,255,629
売上原価		
期首商品・委託商品・製品たな卸高	783,159	752,494
当期商品仕入高	1,812,785	1,911,465
当期製品製造原価	53,573	51,778
合計	2,649,518	2,715,738
他勘定振替高	*1 260,646	*1 276,705
期末商品・委託商品・製品たな卸高	*2 752,494	*2 854,627
商品・委託商品・製品売上原価	1,636,377	1,584,404
返品引当金戻入額	20,501	19,155
返品引当金繰入額	19,155	19,809
売上原価合計	1,635,031	1,585,058
売上総利益	3,858,715	3,670,570
販売費及び一般管理費		
販売促進費	46,845	46,618
広告宣伝費	8,094	6,584
貸倒引当金繰入額	3,243	4,018
役員報酬	124,401	124,479
給料及び手当	1,831,617	1,770,030
賞与引当金繰入額	142,630	108,750
福利厚生費	365,741	336,909
退職給付費用	34,171	30,063
旅費及び交通費	116,294	111,706
通信費	33,097	28,936
交際接待費	9,644	9,704
減価償却費	82,712	74,382
賃借料	340,895	334,767
車輛運行費	113,344	121,473
その他	551,335	556,357
販売費及び一般管理費合計	3,804,068	3,664,782
営業利益	54,646	5,788
営業外収益		
受取利息	178	158
受取配当金	1,615	1,213
受取家賃	13,230	12,251
受取保険料	—	4,572
事故保険金	1,311	848
その他	5,443	5,462
営業外収益合計	21,779	24,506

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外費用		
支払利息	4,425	4,020
その他	0	1
営業外費用合計	4,426	4,022
経常利益	72,000	26,272
特別利益		
投資有価証券売却益	1,100	—
保険解約返戻金	7,504	50,652
特別利益合計	8,604	50,652
特別損失		
固定資産除売却損	※3 100	※3 46
減損損失	※4 1,442	※4 1,425
特別損失合計	1,542	1,471
税引前当期純利益	79,061	75,453
法人税、住民税及び事業税	49,669	49,421
法人税等調整額	17,777	△2,486
法人税等合計	67,447	46,935
当期純利益	11,614	28,517

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		28,460	53.1	28,138	54.3
II 労務費		4,706	8.8	4,705	9.1
III 経費		20,395	38.1	18,929	36.6
(減価償却費)		(18,691)		(17,258)	
当期総製造費用		53,561	100.0	51,772	100.0
期首仕掛品棚卸高		127		115	
合計		53,688		51,888	
期末仕掛品棚卸高		115		110	
当期製品製造原価		53,573		51,778	

(注) 原価計算の方法

原価計算の方法は、単純実際総合原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	681,012	424,177	—	424,177	64,585	56,913	727,610	885,710	1,734,819
当期変動額									
剰余金の配当								△43,701	△43,701
当期純利益								11,614	11,614
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	—	△32,086	△32,086
当期末残高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	853,623	1,702,732

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,000,131	1,839,877	7,365	7,365	1,847,242
当期変動額					
剰余金の配当		△43,701			△43,701
当期純利益		11,614			11,614
自己株式の取得	△6	△6			△6
自己株式の処分	13,898	13,898			13,898
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△455	△455	△455
当期変動額合計	13,891	△18,194	△455	△455	△18,650
当期末残高	△986,239	1,821,682	6,909	6,909	1,828,592



当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	853,623	1,702,732
当期変動額									
剰余金の配当								△43,701	△43,701
当期純利益								28,517	28,517
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	-	△15,183	△15,183
当期末残高	681,012	424,177	0	424,177	64,585	56,913	727,610	838,440	1,687,549

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△986,239	1,821,682	6,909	6,909	1,828,592
当期変動額					
剰余金の配当		△43,701			△43,701
当期純利益		28,517			28,517
自己株式の取得	△64	△64			△64
自己株式の処分	13,445	13,445			13,445
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4,272	△4,272	△4,272
当期変動額合計	13,380	△1,802	△4,272	△4,272	△6,075
当期末残高	△972,859	1,819,879	2,636	2,636	1,822,516

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	79,061	75,453
減価償却費	101,403	91,640
減損損失	1,442	1,425
保険解約返戻金	△7,504	△50,652
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	400	420
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,830	3,084
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	5,643	5,476
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△18,440	△33,880
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△1,870	—
受取利息及び受取配当金	△1,793	△1,371
支払利息	4,425	4,020
固定資産除売却損益 (△は益)	100	46
売上債権の増減額 (△は増加)	△16,072	△3,855
たな卸資産の増減額 (△は増加)	31,893	△106,675
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,505	△29,410
未払費用の増減額 (△は減少)	6,755	△5,417
その他	13,107	△29,219
小計	185,877	△78,913
利息及び配当金の受取額	1,731	1,343
利息の支払額	△4,425	△4,020
法人税等の支払額	△74,310	△49,473
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,872	△131,064
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△39,610	△100,851
定期預金の払戻による収入	55,713	42,407
有形固定資産の取得による支出	△5,473	△5,470
無形固定資産の取得による支出	—	△5,469
貸付けによる支出	△5,000	—
貸付金の回収による収入	1,008	1,149
保険積立金の積立による支出	△23,542	△22,090
保険積立金の解約による収入	18,095	117,120
その他	6,525	△1,051
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,714	25,745
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	110,000	180,000
長期借入れによる収入	50,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△217,850	△224,089
自己株式の取得による支出	△6	△64
自己株式の売却による収入	13,898	13,445
リース債務の返済による支出	△49,450	△43,704
配当金の支払額	△43,701	△43,061
財務活動によるキャッシュ・フロー	△137,110	82,525
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,523	△22,793
現金及び現金同等物の期首残高	559,273	538,749
現金及び現金同等物の期末残高	*1 538,749	*1 515,955

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 返品引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。なお、要給付額はポイント付与総数に信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じて算定しております。

### 5. 収益の計上基準

委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。

### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる事項

### 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」64,924千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」4,356千円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」60,568千円として表示しており、変更前と比べて総資産が4,356千円減少しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の充実に目的とした「従業員インセンティブ付与型E S O P」を2016年8月10日開催の取締役会決議により再導入しております。

「従業員インセンティブ付与型E S O P」は、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan)を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、「従業員インセンティブ付与型E S O P」により、従業員が「持株会きずな会」を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるインセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度45,690千円、162,600株、当事業年度32,596千円、116,000株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末46,250千円、当事業年度末32,822千円

(従業員向け株式給付信託)

当社は、2016年2月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度64,589千円、229,040株、当事業年度64,239千円、227,798株であります。

(貸借対照表関係)

※1 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	15,579千円	7,449千円
電子記録債権	3,392	7,036
支払手形	138,571	89,534
電子記録債務	26,558	21,525

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,014,360千円	991,170千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	343,289千円	317,237千円
土地	969,176	955,805
計	1,312,465	1,273,043

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	137,359千円	112,684千円
長期借入金	46,036	116,690
計	183,395	229,374

※4 一般家庭への配置商品であります。

(損益計算書関係)

※1 販売促進費、営業資材費等の費用に振り替えたものであります。

※2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	1,601千円	2,555千円

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	一千円	3千円
工具、器具及び備品	0	43
電話加入権	100	—
計	100	46

※4 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

場所	用途	種類
福岡東営業所他5営業所	事業用資産	建物、工具、器具及び備品

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類
飯田営業所 伊那営業所	事業用資産	建物、工具、器具及び備品

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	382千円	1,289千円
工具、器具及び備品	1,059	136
計	1,442	1,425

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額(0円)により測定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734
合計	11,660,734	—	—	11,660,734
自己株式				
普通株式(注)	3,361,525	21	49,456	3,312,090
合計	3,361,525	21	49,456	3,312,090

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式(当事業年度期首211,200株、当事業年度末162,600株)と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式(当事業年度期首229,892株、当事業年度末229,040株)が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加21株は、単元未満株式の買取による増加21株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少49,456株は従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却による減少48,600株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少852株、単元未満株式の売却による減少4株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月27日 定時株主総会(注)	普通株式	21,850	2.5	2017年3月31日	2017年6月28日
2017年11月13日 取締役会(注)	普通株式	21,850	2.5	2017年9月30日	2017年12月11日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,102千円(従業員持株会信託口528千円、従業員向け株式給付信託口574千円)(2017年3月31日基準日)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,040千円(従業員持株会信託口465千円、従業員向け株式給付信託口574千円)(2017年9月30日基準日)を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会(注)	普通株式	21,850	利益剰余金	2.5	2018年3月31日	2018年6月27日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金979千円(従業員持株会信託口406千円、従業員向け株式給付信託口572千円)を含んでおります。



当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,660,734	—	—	11,660,734
合計	11,660,734	—	—	11,660,734
自己株式				
普通株式（注）	3,312,090	223	47,844	3,264,469
合計	3,312,090	223	47,844	3,264,469

（注）普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式（当事業年度期首162,600株、当事業年度末116,000株）と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式（当事業年度期首229,040株、当事業年度末227,798株）が含まれております。

普通株式の自己株式の株式数の増加223株は、単元未満株式の買取による増加223株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少47,844株は従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却による減少46,600株、従業員向け株式給付信託口から従業員へ売却による減少1,242株、単元未満株式の売却による減少2株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会（注）	普通株式	21,850	2.5	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月12日 取締役会（注）	普通株式	21,850	2.5	2018年9月30日	2018年12月10日

（注）配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金979千円（従業員持株会信託口406千円、従業員向け株式給付信託口572千円）（2018年3月31日基準日）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金918千円（従業員持株会信託口348千円、従業員向け株式給付信託口570千円）（2018年9月30日基準日）を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会（注）	普通株式	21,850	利益剰余金	2.5	2019年3月31日	2019年6月27日

（注）配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金859千円（従業員持株会信託口290千円、従業員向け株式給付信託口569千円）を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	700,724千円	736,375千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△161,975	△220,419
現金及び現金同等物	538,749	515,955

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	9,574千円	5,761千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として売水事業部門における倉庫設備(建物)であります。

(イ) 無形固定資産

主として小売部門における基幹システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年内	19,830	22,948
1年超	22,985	55,644
合計	42,815	78,593

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である財務部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金、主に設備投資資金、長期運転資金及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」組成に伴う信託口に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握してしております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理してしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいもの及び時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	700,724	700,724	—
(2) 受取手形	53,701	53,701	—
(3) 売掛金	372,579	372,579	—
(4) 投資有価証券	34,377	34,377	—
資産計	1,161,383	1,161,383	—
(5) 支払手形	234,638	234,638	—
(6) 電子記録債務	37,635	37,635	—
(7) 買掛金	119,860	119,860	—
(8) 短期借入金	830,000	830,000	—
(9)長期借入金(※1)	353,309	353,187	△121
負債計	1,575,443	1,575,322	△121

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	736,375	736,375	—
(2) 受取手形	34,339	34,339	—
(3) 売掛金	376,134	376,134	—
(4) 投資有価証券	28,845	28,845	—
資産計	1,175,694	1,175,694	—
(5) 支払手形	215,596	215,596	—
(6) 電子記録債務	36,032	36,032	—
(7) 買掛金	111,094	111,094	—
(8) 短期借入金	1,010,000	1,010,000	—
(9)長期借入金(※1)	329,220	329,042	△177
負債計	1,701,944	1,701,766	△177

(※1)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 支払手形 (6) 電子記録債務 (7) 買掛金 (8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

変動金利による借入金については、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定してしております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式(※1)	2,500	2,500

(※1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「(4) 投資有価証券」に含まれておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	700,724	—	—	—
受取手形	53,701	—	—	—
売掛金	372,579	—	—	—
合計	1,127,005	—	—	—

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	736,375	—	—	—
受取手形	34,339	—	—	—
売掛金	376,134	—	—	—
合計	1,146,848	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	830,000	—	—	—	—	—
長期借入金	193,999	92,720	20,340	46,250	—	—

当事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,010,000	—	—	—	—	—
長期借入金	159,368	86,988	82,864	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2018年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	28,936	19,916	9,020
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	5,440	5,276	164
	計	34,377	25,193	9,184
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	計	—	—	—
合計		34,377	25,193	9,184

当事業年度 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	23,280	19,916	3,364
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	5,564	5,304	260
	計	28,845	25,221	3,624
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	計	—	—	—
合計		28,845	25,221	3,624

2. 事業年度中に売却したその他有価証券  
 前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1,100	1,100	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1,100	1,100	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用）を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	515,962千円	530,151千円
勤務費用	34,814	34,130
利息費用	2,596	2,672
数理計算上の差異の発生額	1,725	14,071
退職給付の支払額	△24,947	△26,768
退職給付債務の期末残高	530,151	554,258

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	421,384千円	443,585千円
期待運用収益	10,323	12,997
数理計算上の差異の発生額	△1,787	△16,254
事業主からの拠出額	27,842	30,826
退職給付の支払額	△14,178	△16,257
年金資産の期末残高	443,585	454,896

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	373,558千円	390,404千円
年金資産	△443,585	△454,896
非積立型制度の退職給付債務	156,593	163,853
未積立退職給付債務	86,566	99,361
未認識数理計算上の差異	△22,191	△46,260
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,375	53,101
退職給付引当金	147,041	150,126
前払年金費用	△82,666	△97,024
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,375	53,101



(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	34,814千円	34,130千円
利息費用	2,596	2,672
期待運用収益	△10,323	△12,997
数理計算上の差異の費用処理額	7,084	6,257
確定給付制度に係る退職給付費用	34,171	30,063

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
債券	50.2%	44.4%
株式	9.5	8.5
生命保険一般勘定	40.3	39.8
その他	—	7.3
合計	100.0	100.0

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
割引率	0.5%	0.5%
長期期待運用収益率	2.45%	2.93%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税等	4,164千円	4,408千円
賞与引当金	43,587	33,234
返品引当金	5,853	6,053
退職給付引当金	19,673	16,227
株式給付引当金	3,431	5,105
長期未払金	71,119	54,433
貸倒引当金	1,347	2,803
減損損失	14,634	11,853
商品評価減	489	1,312
その他	22,190	36,542
繰延税金資産小計	186,490	171,974
評価性引当額	△98,600	△81,597
繰延税金資産計	87,889	90,376
(繰延税金負債)		
圧縮記帳積立金	△25,047千円	△25,047千円
その他有価証券評価差額金	△2,274	△987
繰延税金負債計	△27,321	△26,034
(繰延税金資産の純額)	60,568千円	64,342千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.8 %	30.6 %
(調整)		
交際費等社外流出	3.5	3.6
住民税均等割等	49.4	50.8
評価性引当額	0.9	△22.5
その他	0.7	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	85.3	62.2

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業所建物の定期借地契約に関する原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から郡上八幡営業所を15年、飛騨古川営業所を30年と見積り、割引率は国債利回りを参考に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	4,601千円	4,652千円
時の経過による調整額	51	52
期末残高	4,652	4,704

(賃貸等不動産関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に業務別の事業本部を置き、各事業本部は、取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「小売部門」、「卸売部門」及び「売水事業部門」の3つを報告セグメントとしております。

「小売部門」は、営業員による一般家庭への配置・小売販売を行っております。「卸売部門」は、同業他社等への卸売販売を行っております。「売水事業部門」は、ミネラルウォーターの製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

全社資産、全社負債については報告セグメントに配分しておりません。事業管理上、費用と資産、負債の配分基準は異なる基準を用いております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	計		
	小売部門	卸売部門				
売上高						
外部顧客への売上高	4,275,169	590,679	621,508	5,487,357	6,389	5,493,746
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,275,169	590,679	621,508	5,487,357	6,389	5,493,746
セグメント利益 又は損失(△)	△43,022	34,668	63,000	54,646	—	54,646
セグメント資産	2,009,541	127,481	854,913	2,991,936	1,328	2,993,264
セグメント負債	934,693	65,300	74,319	1,074,312	9,686	1,083,999
その他の項目						
減価償却費	38,438	—	40,621	79,059	—	79,059
有形固定資産及び 無形固定資産の増加	13,331	—	4,495	17,827	—	17,827

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	家庭医薬品等販売事業		売水事業部門	計		
	小売部門	卸売部門				
売上高						
外部顧客への売上高	4,017,447	609,525	624,406	5,251,379	4,249	5,255,629
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,017,447	609,525	624,406	5,251,379	4,249	5,255,629
セグメント利益 又は損失（△）	△67,006	37,648	35,146	5,788	—	5,788
セグメント資産	1,925,545	146,189	829,229	2,900,964	1,253	2,902,218
セグメント負債	832,261	83,280	65,597	981,140	7,630	988,770
その他の項目						
減価償却費	38,158	—	35,719	73,878	—	73,878
有形固定資産及び 無形固定資産の増加	1,200	—	6,269	7,469	—	7,469

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含んでいない事業セグメントであり、保険事業部門等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	5,487,357	5,251,379
「その他」区分の売上高	6,389	4,249
財務諸表の売上高	5,493,746	5,255,629

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,991,936	2,900,964
「その他」区分の資産	1,328	1,253
全社資産	1,542,335	1,662,694
財務諸表の資産	4,535,600	4,564,912

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運転資金及び本社固定資産等であります。

（単位：千円）

負債	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,074,312	981,140
「その他」区分の負債	9,686	7,630
全社負債	1,623,009	1,753,624
財務諸表の負債	2,707,007	2,742,395

(注) 全社負債は、主に報告セグメントに帰属しない本社借入金等であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	79,059	73,878	—	—	22,344	17,762	101,403	91,640
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,827	7,469	—	—	—	9,231	17,827	16,701

(注) 減価償却費の調整額は、本社建物等であります。また、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社設備等であります。

## 【関連情報】

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

主要顧客（総販売実績に対する割合が10%以上）に該当するものはありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,442	—	—	—	1,442

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	家庭医薬品等販売事業	売水事業部門	その他	全社・消去	合計
減損損失	1,425	—	—	—	1,425

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

役員及び主要株主等

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	219.03円	217.06円
1株当たり当期純利益金額	1.40円	3.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,614	28,517
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,614	28,517
期中平均株式数（千株）	8,323	8,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	—	—

(注) 従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（前事業年度391,640株、当事業年度343,798株）

また「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

（前事業年度416,594株、当事業年度368,124株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## ⑤【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,258,836	862	3,833 (1,289)	1,255,865	721,415	29,884	534,450
構築物	114,074	370	—	114,443	98,047	4,040	16,396
機械及び装置	96,671	3,900	—	100,571	70,558	9,051	30,013
車両運搬具	345	—	—	345	344	—	0
工具、器具及び備品	83,316	338	1,371 (136)	82,284	76,881	3,483	5,403
土地	1,313,150	—	—	1,313,150	—	—	1,313,150
リース資産	34,341	1,775	—	36,116	23,926	5,801	12,190
建設仮勘定	1,000	—	—	1,000	—	—	1,000
有形固定資産計	2,901,734	7,245	5,204 (1,425)	2,903,775	991,170	52,262	1,912,605
無形固定資産							
ソフトウェア	6,923	5,469	—	12,392	6,602	1,241	5,789
リース資産	198,120	3,986	—	202,106	111,179	37,903	90,926
水道施設利用権	3,953	—	—	3,953	2,323	234	1,630
電話加入権	7,150	—	—	7,150	—	—	7,150
無形固定資産計	216,147	9,455	—	225,602	120,105	39,378	105,497

(注) 1. 当期減少額の( )書は内書で減損損失によるものであります。

2. 当期増加額の主なものは次の通りであります。

ソフトウェア 採用ホームページ 3,100千円



【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	830,000	1,010,000	0.36	—
1年以内に返済予定の長期借入金	193,999	159,368	0.39	—
1年以内に返済予定のリース債務	43,472	38,299	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	159,310	169,852	0.37	2020年～2022年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	78,510	45,739	—	2020年～2025年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,305,291	1,423,259	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	86,988	82,864	—	—
リース債務	29,769	11,031	2,996	1,410

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,755	5,232	412	4,399	9,175
賞与引当金	142,630	108,750	142,630	—	108,750
返品引当金	19,155	19,809	—	19,155	19,809
株式給付引当金	11,228	5,827	350	—	16,705

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）欄の金額は、洗替戻入額であります。

2. 返品引当金の当期減少額（その他）欄の金額は、洗替戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2019年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次の通りであります。

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	440
預金	
当座預金	238,920
普通預金	268,067
定期預金	202,719
定期積金	17,700
別段預金	8,527
小計	735,935
合計	736,375

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
森川産業株式会社	18,940
株式会社岩手中京医薬品	12,358
白十字販売株式会社	1,877
その他	1,163
合計	34,339

期日別内訳

期日	金額（千円）
2019年4月	16,167
5月	14,074
6月	4,097
7月	—
合計	34,339

③ 売掛金

相手先	金額 (千円)
日本酒類販売株式会社	18,118
藤桂京伊株式会社	11,067
ピップ株式会社	9,587
森川産業株式会社	5,262
株式会社大光	4,156
その他	327,942
合計	376,134

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
372,579	3,697,640	3,693,310	376,134	90.7	36.9

(注) 上記金額には、消費税等が含まれております。

④商品及び製品

区分	金額 (千円)
商品	
常備配置薬	44,505
保健品	226,927
ドリンク	83,228
医療品	48,436
日用雑貨	69,934
生活流通・その他	23,363
小計	496,396
製品	
売水	1,310
小計	1,310
合計	497,706

## ⑤ 委託商品

区分	金額 (千円)
常備配置薬	280,543
保健品	36,991
ドリンク	23,144
医療品	130
日用雑貨	14,003
その他	150
合計	354,964

## ⑥ 仕掛品

区分	金額 (千円)
売水	110
合計	110

## ⑦ 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料及び貯蔵品	
ボトル	597
ロングサーバー	10,837
その他	17,512
合計	28,946

⑧ 支払手形  
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
シャディ株式会社	57,775
栄新薬株式会社	18,430
株式会社三協	18,086
株式会社フジ医療器	17,341
株式会社ナガヤコーポレーション	13,300
その他	90,662
合計	215,596

## 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2019年4月	130,550
5月	40,847
6月	44,199
合計	215,596

⑨ 電子記録債務  
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
新生薬品工業株式会社	21,588
抗菌化研株式会社	4,414
有限会社伸興商会	3,599
富山めぐみ製薬株式会社	1,785
大商株式会社	1,779
その他	2,865
合計	36,032

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2019年4月	13,596
5月	9,480
6月	12,955
合計	36,032

⑩ 買掛金

相手先	金額 (千円)
栄新薬株式会社	17,019
新生薬品工業株式会社	15,386
株式会社ミツウロコビバレッジ	11,287
佐藤商事株式会社	9,034
株式会社フジ医療器	6,634
その他	51,731
合計	111,094

⑪ 長期未払金

品目	金額 (千円)
役員退職慰労金	178,120
合計	178,120

## (3) 【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,373,229	2,541,348	4,145,474	5,255,629
税引前四半期(当期)純利益金額又は税引前四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	25,276	△25,512	109,579	75,453
四半期(当期)純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	7,323	△35,813	47,433	28,517
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)(円)	0.88	△4.28	5.67	3.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	0.88	△5.16	9.95	△2.26

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として定める金額。(注)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.chukyoiyakuhin.co.jp/kigyoku/koukoku.html">http://www.chukyoiyakuhin.co.jp/kigyoku/koukoku.html</a>
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主に対し、当社取扱商品を年1回、以下の基準により贈呈いたします。 (贈呈基準) (1) 所有株式300株以上500株未満の株主に対して、定価2,000円相当の自社商品を贈呈 (2) 所有株式500株以上1,000株未満の株主に対して、定価3,000円相当の自社商品を贈呈 (3) 所有株式1,000株以上5,000株未満の株主に対して、定価5,000円相当の自社商品を贈呈 (4) 所有株式5,000株以上の株主に対して、定価10,000円相当の自社商品を贈呈

(注) 株式取扱規則第24条に基づき、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額であります。

(算式) 第21条に定める1株に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円といたします。

### 単元未満株主の権利制限

当社の単元未満株主は、次の掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 定款第11条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第40期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月27日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月27日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第41期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日東海財務局長に提出

（第41期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月12日東海財務局長に提出

（第41期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月12日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月27日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年3月25日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月26日

株式会社中京医薬品

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩幸 印

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京医薬品の2018年4月1日から2019年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中京医薬品の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社中京医薬品の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社中京医薬品が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 山田 正行
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長山田正行及び最高財務責任者飯田亨は当社の第41期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	株式会社中京医薬品
【英訳名】	CHUKYOIYAKUHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 山田 正行
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役コーポレート本部長 飯田 亨
【本店の所在の場所】	愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長山田正行及び最高財務責任者飯田亨は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当事業年度の売上高の最も高い事業拠点が当事業年度の売上高の概ね2/3に達しているため、当該事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係るプロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価の対象として追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。